労　働

争議行為の通知の公表について

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第１項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の４第１項の規定に基づき、阪急田園バス支社労働組合から、賃金引上げ等の要求に関して、平成24年６月９日以降、同組合の組合員が従事する別表に掲げる全職場において、争議行為を行う旨の通知があったので、同条第４項の規定に基づき公表する。

平成24年６月５日

厚生労働大臣　小宮山洋子

別表

京都府	阪急田園バス向日支社及び阪急田園バス大山崎支社
大阪府	阪急田園バス能勢支社、阪急田園バス豊能支社、阪急田園バス箕面森町出張所、阪急田園バス柱本支社、阪急田園バス伏尾台支社、阪急田園バス石橋支社及び阪急田園バス箕面船場出張所
兵庫県	阪急田園バス本社、阪急田園バス山口支社及び阪急田園バス伊丹支社

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第１項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の４第１項の規定に基づき、全日本港湾労働組合日本海地方本部から、夏期一時金等の要求に関して、平成24年６月19日以降、同組合の組合員が従事する別表に掲げる全職場において、争議行為を行う旨の通知があったので、同条第４項の規定に基づき公表する。

平成24年６月５日

厚生労働大臣　小宮山洋子

別表

新潟県	株式会社リンコーコーポレーション、日本海倉庫株式会社、新潟東洋埠頭株式会社、富士運輸株式会社、新光港運株式会社、丸肥運送倉庫株式会社、リンコー運輸株式会社及び直江津海陸運送株式会社
富山県	伏木海陸運送株式会社、株式会社丸共組、伏木貨物株式会社、北陸日本海油送株式会社、富山港湾運送株式会社、富山太平洋物流株式会社、ＦＫＫエンジニアリング株式会社、日本海産業株式会社及び一般財団法人全日検北陸事業所伏木富山事務所
石川県	七尾海陸運送株式会社及び一般財団法人全日検北陸事業所七尾現業所
福井県	敦賀海陸運輸株式会社及び一般財団法人全日検北陸事業所敦賀事務所
京都府	飯野港運株式会社及び一般財団法人全日検北陸事業所舞鶴現業所
鳥取県	境港海陸運送株式会社

国　土　交　通

平成24年度秋期情報処理技術者試験

情報処理技術者試験規則（昭和45年通商産業省令第59号）第４条の規定に基づき、平成24年度秋期情報処理技術者試験を実施する期日、場所その他試験の実施に関し必要な事項を次のように定めたので、公示する。

平成24年６月５日

経済産業大臣臨時代理
国務大臣　細野　豪志

１　試験を実施する期日　平成24年10月21日(日)

２　試験地

⑴　「３　試験の区分」に掲げられている試験全てを実施する試験地　札幌、帯広、旭川、函館、青森、盛岡、仙台、秋田、山形、郡山、水戸、土浦、宇都宮、前橋、新潟、長岡、埼玉、千葉、柏、東京、八王子、横浜、藤沢、厚木、長野、甲府、静岡、浜松、豊橋、名古屋、岐阜、四日市、富山、金沢、福井、滋賀、京都、大阪、奈良、神戸、姫路、和歌山、鳥取、松江、岡山、福山、広島、山口、徳島、高松、松山、高知、北九州、福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、那覇

⑵　注意事項

①　試験会場は、指定できないものとする。

②　試験地は周辺の市町村を含む。

③　各試験地で収容能力を超えた場合には、それぞれ隣接する試験地での受験とする。なお、事前に通知は行わないものとする。

３　試験の区分

ＩＴストラテジスト試験
システムアーキテクト試験
ネットワークスペシャリスト試験
情報セキュリティスペシャリスト試験
ＩＴサービスマネージャ試験
応用情報技術者試験
基本情報技術者試験

４　受験資格　特に限定しない。

５　試験案内書・願書について　試験案内書・願書は、平成24年７月２日（月）から独立行政法人情報処理推進機構　ＩＴ人材育成本部情報処理技術者試験センター（以下「試験センター」という。）において入手することができる。郵便により請求する場合は郵便番号・宛先を明記した用紙及び140円の返信用切手（２部以上必要な場合は問い合わせること。）を同封し、平成24年８月６日（月）までに到着するよう送付すること。なお、請求したにもかかわらず届かない場合、平成24年８月13日（月）までに問い合わせること。

６　受験願書の受付について

⑴　書面による受験願書の受付

①　提出先　〒113―8663 東京都文京区本駒込２丁目28番８号　文京グリーンコートセンターオフィス　独立行政法人情報処理推進機構ＩＴ人材育成本部情報処理技術者試験センター

②　提出方法　郵便局の郵便貯金の窓口から受験手数料を払い込むとともに受験願書を郵送によって提出する。

③　受付期間　平成24年７月23日（月）から平成24年８月20日（月）までの期間中に消印のあるものに限り受け付ける。

④　10名以上まとまった場合は、団体として受け付ける。(⑸、⑹参照)

⑵　インターネットによる受験願書の受付（クレジットカードを利用して受験手数料を払い込む方法）

①　提出先　〒113―8663 東京都文京区本駒込２丁目28番８号　文京グリーンコートセンターオフィス　独立行政法人情報処理推進機構ＩＴ人材育成本部情報処理技術者試験センター（ホームページアドレス http://www.jitec.ipa.go.jp/）

②　提出方法　試験センターの指定するクレジットカードを利用して受験手数料を払い込むとともに試験センターの指定する電子情報処理組織を管理する電子計算機に受験願書に必要な事項を入力し送信することにより提出する。

③　受付期間　平成24年７月23日（月）午前10時から平成24年８月29日（水）午後８時までの期間中に試験センターの指定する電子情報処理組織を管理する電子計算機に受験願書に必要な項目が到着したことを確認できたときとする。

⑶　インターネットによる受験願書の受付（コンビニエンスストアを利用して受験手数料を払い込む方法）

①　提出先　上記６⑵の提出先と同じ。

②　提出方法　試験センターの指定する電子情報処理組織を管理する電子計算機に受験願書に必要な事項を入力し送信することにより提出し、試験センターの指定するコンビニエンスストアを利用して払込期日までに受験手数料を払い込む。

③　受付期間　平成24年７月23日（月）午前10時から平成24年８月29日（水）午後８時までの期間中に試験センターの指定する電子情報処理組織を管理する電子計算機に受験願書に必要な項目が到着したことを確認できたときとする。

⑷　インターネットによる受験願書の受付（ペイジーを利用して受験手数料を払い込む方法）

①　提出先　上記６⑵の提出先と同じ。

②　提出方法　試験センターの指定する電子情報処理組織を管理する電子計算機に受験願書に必要な事項を入力し送信することにより提出し、ペイジーを利用して，試験センターの指定する金融機関で払込期日までに受験手数料を払い込む。

③　受付期間　平成24年７月23日（月）午前10時から平成24年８月29日（水）午後８時までの期間中に試験センターの指定する電子情報処理組織を管理する電子計算機に受験願書に必要な項目が到着したことを確認できたときとする。

⑸　インターネットによる団体の受験願書の受付（銀行振込を利用して受験手数料を払い込む方法）

①　提出先　上記６⑵の提出先と同じ。

②　提出方法　試験センターの指定する電子情報処理組織を管理する電子計算機に受験願書に必要な事項を入力し送信することにより提出し、試験センターの指定する銀行口座に払込期日までに受験手数料を払い込む。

③　受付期間　平成24年７月23日（月）午前10時から平成24年８月20日（月）午後８時までの期間中に試験センターの指定する電子情報処理組織を管理する電子計算機に受験願書に必要な項目が到着したことを確認できたときとする。